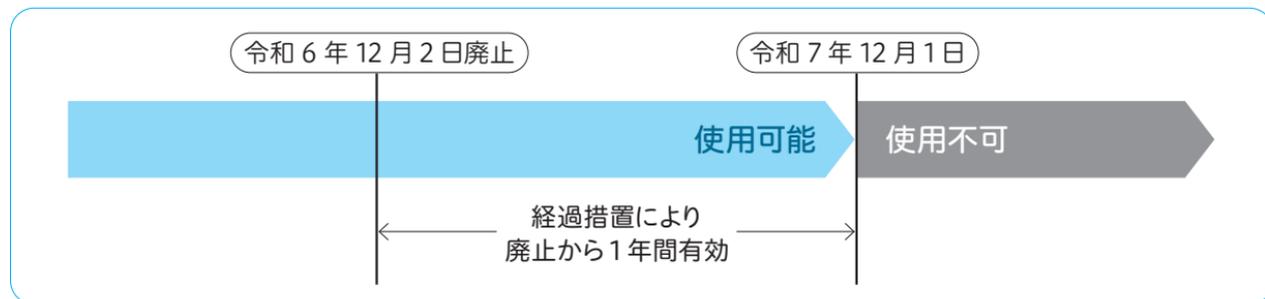


# 組合員証及び被扶養者証の廃止について

組合員証及び被扶養者証（組合員証等）は令和6年12月2日に廃止となるため、同日以降に加入した組合員及び被扶養者（任意継続組合員を含む。）には、組合員証等は発行しません。

ただし、発行済の組合員証等は、経過措置により1年間（令和7年12月1日まで）は使用することができます。



なお、発行済の組合員証等の回収については、取扱いが決まり次第、お知らせいたしますので、大切に保管してください。